

○ B S E 対策

(1) 我が国における B S E の発生状況

- ・ 13年9月に初めてBSEが確認され、その後現在までに、と畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)の発生を確認。
- ・ BSE感染牛を出生年別にみると、平成8年生まれが12頭、平成12年生まれが13頭と多くなっている。
- ・ 8例目及び24例目は、検出された異常プリオン蛋白質の性状が定型的なものと異なるとされている。
- ・ 飼料規制の実施直後に出生した牛(平成14年1月生)以降に生まれた牛での発生はない。

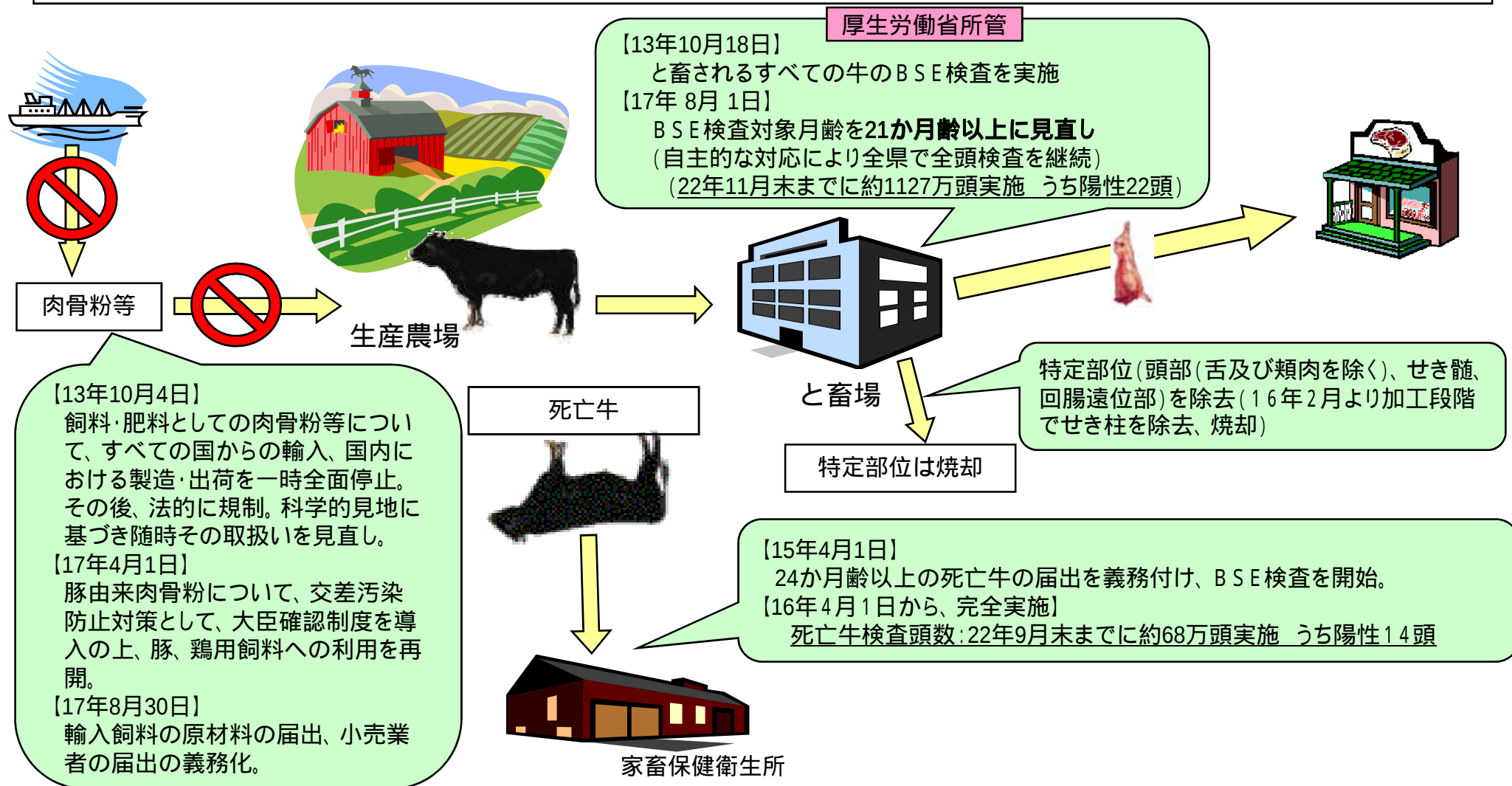
【BSEの発生状況】

1例目は、BSE検査で陽性が確認された年月であり、2例目以降は確定診断された年月

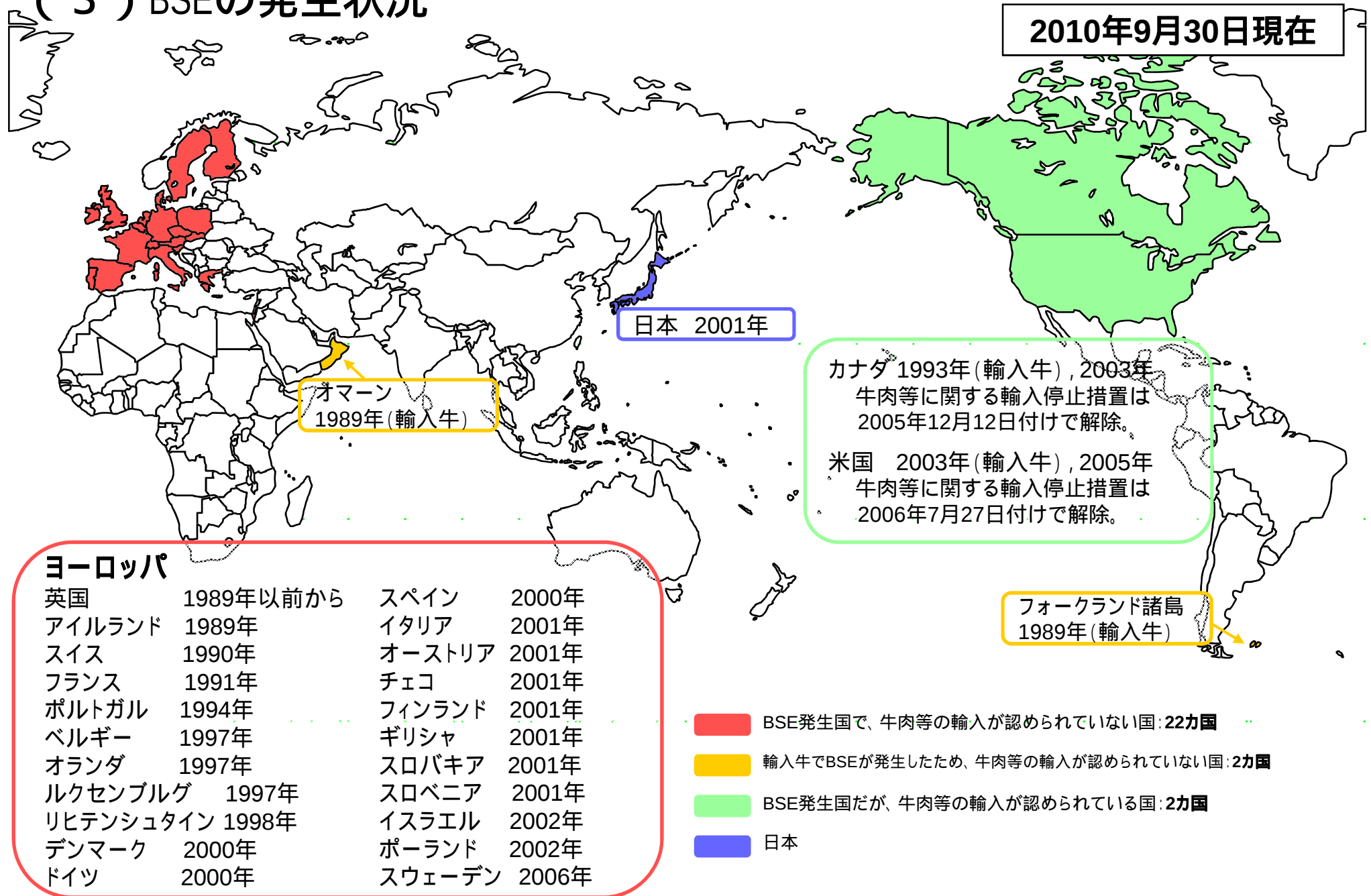
	〔確認年月〕〔飼養場所〕(生産元・導入元)	〔生年月(月齢)〕	(備考)		〔確認年月〕〔飼養場所〕(生産元・導入元)	〔生年月(月齢)〕	(備考)
1	13年 9月 : 千葉県 (北海道)	8年 3月 (65)		21	17年12月 : 北海道	12年 2月 (69)	死亡牛
2	13年11月 : 北海道	8年 4月 (67)		22	18年 1月 : 北海道	12年 9月 (64)	死亡牛
3	13年12月 : 群馬県	8年 3月 (68)		23	18年 3月 : 北海道	12年 7月 (68)	
4	14年 5月 : 北海道	8年 3月 (73)		24	18年 3月 : 長崎県	4年 2月 (169)	非定型
5	14年 8月 : 神奈川	7年12月 (80)		25	18年 4月 : 岡山県 (北海道、北海道)	12年 4月 (71)	
6	15年 1月 : 和歌山県 (北海道)	8年 2月 (83)		26	18年 5月 : 北海道	12年 8月 (68)	死亡牛
7	15年 1月 : 北海道 (北海道)	8年 3月 (81)		27	18年 5月 : 北海道 (北海道)	12年 8月 (68)	死亡牛
8	15年10月 : 福島県 (栃木県、栃木県)	13年10月 (23)	非定型	28	18年 6月 : 北海道 (北海道)	11年11月 (80)	死亡牛
9	15年11月 : 広島県 (兵庫県)	14年 1月 (21)		29	18年 9月 : 北海道 (北海道)	12年 6月 (75)	死亡牛
10	16年 2月 : 神奈川県 (神奈川県)	8年 3月 (95)		30	18年11月 : 北海道	13年 6月 (64)	死亡牛
11	16年 3月 : 北海道	8年 4月 (94)	死亡牛	31	18年12月 : 北海道	11年11月 (84)	
12	16年 9月 : 熊本県	11年 7月 (62)		32	19年 2月 : 北海道	13年 8月 (65)	
13	16年 9月 : 奈良県 (北海道)	8年 2月 (103)		33	19年 7月 : 北海道	12年 6月 (84)	死亡牛
14	16年10月 : 北海道	12年10月 (48)	死亡牛	34	19年12月 : 北海道 (島根県、北海道)	4年 7月 (185)	
15	17年 2月 : 北海道	8年 8月 (102)	死亡牛	35	20年 3月 : 北海道 (北海道)	12年10月 (89)	死亡牛
16	17年 3月 : 北海道	8年 3月 (108)		36	21年 1月 : 北海道	12年 8月 (101)	死亡牛
17	17年 4月 : 北海道	12年 9月 (54)	死亡牛	BSE感染源・感染経路について 32例目までの発生事例に基づいた疫学的分析により、平成7年・8年生まれの牛(A群13頭)の感染原因は統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難であり、また、11年・12年生まれの牛(15頭)はA群が汚染原因となった可能性があると考えられた。			
18	17年 5月 : 北海道	11年 8月 (68)					
19	17年 6月 : 北海道	8年 4月 (109)					
20	17年 6月 : 北海道	12年 8月 (57)					

(2) B S E 対策の実施状況

- ・ と畜場における B S E 検査体制及び特定部位の除去体制の確立。
- ・ 肉骨粉等の飼料原料の給与規制等による B S E 感染経路の遮断。
- ・ 24 か月齢以上の死亡牛についての届出義務と B S E 検査体制の確立。



(3) BSEの発生状況



(4) 世界の B S E 発生件数の推移

- ・ 発生のピークは 1 9 9 2 年
- ・ B S E 対策の進展により、発生頭数は減少

単位：頭

	1992 年		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010 (1)	累計 (1)
全体	37,316		2,215	2,178	1,389	878	561	329	179	125	70	9	190,419
欧州 (英国除く)	36		1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	2	5,754
英国	37,280		1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	7	184,607
アメリカ	0		0	0	0	0	1	1	0	0	-	-	2
カナダ	0		0	0	2(2)	1	1	5	3	4	1	1	19(3)
日本	0		3	2	4	5	7	10	3	1	1	-	36
イスラエル	0		0	1	0	0	0	0	0	0	-	-	1

出典：OIE World Health Situation

1 OIEのデータ更新は2011年1月7日現在。

2 うち 1 頭はアメリカで確認されたもの。

3 カナダの累計数は、輸入牛による発生を 1 頭、米国での最初の確認事例(2003.12) 1 頭を含んでいる。

(5) 日本の B S E ステータスの認定、各国における B S E 対策の概要

- OIE (国際獣疫事務局) は、申請に基づき加盟国の B S E 発生リスクを科学的に 3 段階に分類しており、2009 年 5 月の OIE 総会において、我が国を「管理されたリスク」に認定。
- E U は、2009 年 1 月 1 日より、一定の条件を満たした国について、検査対象月齢を 4 8 か月齢超へ変更。

○ OIE による日本の BSE ステータス認定

OIE による B S E ステータス区分と条件

ステータス	サーベイランス	リスク低減措置
無視できる リスク	5 万頭に 1 頭の B S E 感染牛の検出が可能なサーベイランス	過去 1 1 年以内に自国内で生まれた牛で発生がないこと 有効な飼料規制が 8 年以上実施されていること
管理された リスク	10 万頭に 1 頭の B S E 感染牛の検出が可能なサーベイランス	有効な飼料規制が実施されていること

「管理されたリスク」における牛肉等の主な貿易条件

- ・ ピッシングが行われていないこと
 - ・ 特定危険部位 (S R M) が除去されていること 等
- 〔 全月齢の扁桃・回腸遠位部、3 0 か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱等 〕

○ 主要国における B S E 対策の概要

		日本	米国	E U
B S E 検 査	健康牛	21 か月齢以上の牛 すべて (17 年 8 月 ~)	-	30 か月齢超の牛 すべて (注)
	死亡牛	24 か月齢以上の牛 すべて	一部 (30 か月齢以上)	24 か月齢超の牛 すべて (注)
S R M 除去		全月齢の頭部 (舌、 頬肉を除く)、脊柱、 脊髄、回腸遠位部	全月齢の扁桃、回 腸遠位部 30 か月齢以上の頭 蓋骨、脳、三叉神経 節、脊髄、眼、脊柱、 脊髄、背根神経節	全月齢の十二指 腸 ~ 直腸、腸間 膜、扁桃 30 か月齢超の脊 柱、背根神経節 12 か月齢超の頭 蓋骨 (下顎を除く)、 脳、眼、脊髄
反すう動物 由来肉骨粉 の取扱い		反すう動物、豚、鶏 に給与禁止	30 か月齢以上の牛 由来の脳・脊髄等につ いて、反すう動物、 豚、鶏に給与禁止	反すう動物、豚、 鶏に給与禁止
月齢の判別 方法		牛の出生情報を記 録するトレーサビリ ティシステム	牛の出生情報の記 録又は歯列による 判別	牛の出生情報を 記録するトレーサ ビリティシステム

注：2 0 0 9 年 1 月 1 日より、E U 内の一定の条件を満たした国については、検査対象月齢を 4 8 か月齢超へと変更することが可能となった。